

宮崎県医療審議会
医療計画部会資料

令和3年10月15日（金）

午後6時から午後8時まで

県庁防災庁舎74号室

目 次

1	宮崎県医療審議会医療計画部会名簿	P 1
2	医療法、医療法施行令抜粋	P 2
3	宮崎県医療審議会運営規程	P 3
4	審議事項資料	
	・ 第7次宮崎県医療計画中間見直しの骨子（案）について （資料1）	
	・ 現行計画の評価結果等について （資料2）	
	・ 参考資料	

宮崎県医療審議会医療計画部会名簿

役 職 名	氏 名
宮崎県医師会副会長	山 村 善 教
宮崎県医師会常任理事 兼 自治体病院協議会宮崎県支部副支部長	金 丸 吉 昌
宮崎県医師会常任理事	石 川 智 信
宮崎県歯科医師会常務理事	佐 野 裕 一
宮崎県薬剤師会副会長	榎 園 勝
宮崎県看護協会常務理事	江 川 千鶴子
宮崎大学医学部附属病院長	帖 佐 悦 男
独立行政法人国立病院機構宮崎東病院長	塩 屋 敬 一
全日本病院協会宮崎県支部副支部長	飯 田 正 幸
宮崎県市長会代表 (日向市長)	十 屋 幸 平
宮崎県町村会代表 (西米良村長)	黒 木 定 藏
宮崎県保険者協議会長	長 友 道 明

医療法(昭和23年法律第205号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第72条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県医療審議会を置く。
- 2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令(昭和23年政令第326号) (抜粋)

(都道府県医療審議会)

- 第5条の16** 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員30人以内で組織する。
- 第5条の17** 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 第5条の18** 審議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。
- 第5条の19** 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。
- 第5条の20** 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第5条の21** 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
- 4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
- 5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。
- 第5条の22** 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

宮 崎 県 医 療 審 議 会 運 営 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第5条の22の規定に基づき、宮崎県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、審議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

2 やむを得ない理由により審議会に出席できない委員は、速やかに、その旨を会長に届け出なければならない。

(書面審議)

第3条 会長は、やむを得ない理由により会議を開く暇がないとき、又は書面による審議をもって足りると認めるときは、議案の概要を記載した書類を委員に回付してその意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議事録)

第4条 会長は、審議会終了後速やかにその要旨について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した委員のうちから、その審議会において選出された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(部 会)

第5条 審議会に次の表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

部 会	事 項
医療法人等部会	医療法人に関する事項及び診療所病床の設置に関する事項
医療計画部会	医療計画の策定及び変更に関する事項

2 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 前項に定める場合を除き、部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 第2条から第4条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、宮崎県福祉保健部医療薬務課において処理する。

(以下、改正附則省略)